

山梨県公報

第三百十号

令和四年

八月二十二日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の解除の予定	四六三
○道路の区域変更(三件)	四六三
○道路の供用開始(二件)	四六四
○随意契約の相手方の決定について	四六四
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出	四六五
○換地計画の決定	四六五
○公共測量の実施	四六六
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四六六

告示

山梨県告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市上市之瀬字中尾山一七六〇(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 解除の理由 公共施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十五号

山梨県公報 第三百十号 令和四年八月二十二日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年九月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 西下条音羽自転車道線
- 道路の区域

区間	旧		新	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先ま で	三・〇〇 三・〇〇	一八二・七	三・〇〇 一一・一	一八二・七
			三・〇〇 一〇・九	一八七・六

山梨県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年九月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 葎崎南アルプス中央線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員の別 (メートル)	延長 (メートル)
中央市町之田字天満一七八番一地从先から中央市町之田字天満一七二番一地从先まで	旧	八・七 一〇・〇	六四・四
	新	八・七 七四・二	六四・四

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和四年九月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員の別 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市芦安通字処根ジリ六一六番一地从先から南アルプス市芦安通字処根ジリ六一六番一地从先まで	旧	四・七 八・〇	四二・四
	新	四・八 五〇・七	四二・四

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年九月十二日まで一般の縦

覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	韮崎南アルプス中央線	中央市一町畑字西之神一三八番一地从先から中央市一町畑字川久保四九番二地从先まで	五四・八	令和四年八月二十二日

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年九月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	韮崎南アルプス中央線	中央市町之田字天満一七八番一地从先から中央市町之田字天満一七二番一地从先まで	六四・四	令和四年八月二十二日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日

ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	二千百個	一万五千三百一十一円（一個当たり）
配送用倉庫		三十三万円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年六月十四日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ザ・ビッグ甲府和戸店

(二) 所在地 山梨県甲府市和戸町字芝原五百三十九番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十七台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 六十四台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三十六台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三十二台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 二十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 七十四平方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 一箇所 位置 届出の図面のとおり	数 二箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日 令和五年四月四日

三 届出年月日 令和四年八月三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月二十二日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により経営体育成基盤整備事業（大藤地区大藤工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和四年八月二十三日から令和四年九月二十日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年十月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年二月二十二日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（砂防計画）
- 二 測量の地域 富士山周辺（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南巨摩郡身延町、南部町、南都留郡西桂町、鳴沢村）
- 三 測量の期間 令和四年八月十七日から令和五年二月二十八日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和四年八月二十二日

別表第一中

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

五一 山梨市牧丘町窪平五〇〇番地先 （国道一四〇号線、町道及び牧丘町総合会館取付道路の交わる十字路交差点）	牧丘総合会館入口	平成元年二月九日 告示第三号
---	----------	-------------------

を

五一 山梨市牧丘町窪平五〇〇番地先 （県道塩平窪平線と市道との十字路交差点）	替地	令和四年八月二二日 告示第七九号
--	----	---------------------

に改める。

別表第四の四三二の項を次のように改める。

四三二 削除		部下 令和四年八月二二日 告示第七九号
-----------	--	---------------------------

別表第十の二、三五一の項を次のように改める。

二、三五一 削除		南甲府 令和四年八月二二日 告示第七九号
-------------	--	----------------------------

別表第十の三、七七三の項を次のように改める。

三、七七三 主要地 山勝沼線	甲州市塩山上於曾一、八五四番地三先	部下 令和四年八月二二日 告示第七九号
----------------------	-------------------	---------------------------

別表第十の四、七〇七の項を次のように改める。

四、七〇七 息山梨線	山梨市東後屋敷八九〇番地一先 （清水橋西詰交差点）	部下 令和四年八月二二日 告示第七九号
---------------	------------------------------	---------------------------

別表第十の五、四五八の項を次のように改める。

五、四五八	市道	山梨市三ヶ所三三番地一先	四	部下	令和四年八月二 二日 告示第七九号
-------	----	--------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、六九五の項の次に次のように加える。

五、六九六	市道	中央市町之田二八六番地一先	一	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号
五、六九七	県道甲 湖線 府精進	甲府市下鍛冶屋町一、〇〇五番地一先	一	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号
五、六九八	市道	甲府市国玉町五一〇番地一先	一	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号
五、六九九	市道	笛吹市境川町藤壘二、六〇〇番地一先	一	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号

別表第十四の一、七八三の項の次に次のように加える。

一、七 八四	市道	甲府市下鍛冶屋町二七八番地一先（内久根橋東詰交差点）から甲府市下鍛冶屋町三四六番地一先（市道同士の丁字路交差点）までの両側	二七〇	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号
一、七 八五	市道	甲府市国玉町八八番地先（玉諸小学校西交差点）から甲府市国玉町一五番地先（玉諸神社北東交差点）までの両側	七五〇	府南甲	令和四年八月二 二日 告示第七九号

別表第十五の二一の項を次のように改める。

一一	県道小	笛吹市石和町市部	四一〇	車両	終日	笛吹	令和四年
----	-----	----------	-----	----	----	----	------

石和市
部線

八〇九番地一先（県道小石和市部線）と市道との合流部（市部六八番地石和町から笛吹市石和町鶴橋北詰交差点）までの両側	八月二 二日 告示第七九号
--	---------------------

別表第十五の三三三の項を次のように改める。

三三三 県道小 石和市 部線	二、三九〇	車両	終日	笛吹	令和四年八月二 二日 告示第七九号
-------------------------	-------	----	----	----	-------------------------

別表第十六の三、二八九の項を次のように改める。

三、二八九	削除	笛吹	令和四年八月二 二日 告示第七九号
-------	----	----	-------------------------

別表第十六の七、四七〇の項を次のように改める。

七、四七〇	市道	甲府市宮原町一、二一九番地一先（市道同士の交差点・北進車両）	南甲府	令和四年八月二 二日 告示第七九号
-------	----	--------------------------------	-----	-------------------------

別表第十六の一〇、一〇二の項を次のように改める。

一〇、一〇二	削除	日下部	令和四年八月二 二日 告示第七九号
--------	----	-----	-------------------------

別表第十六の二二、一二六の項の次に次のように加える。

一一、一二七	市道	中央市下三條一、四〇一番地先（市道同士の十字路交差点・南進車両）	南甲府	令和四年八月二 二日 告示第七九号
一一、一二八	市道	中央市下三條一、三九四番地一先（市道同士の十字路交差点・北進車両）	南甲府	令和四年八月二 二日 告示第七九号

一一、一二九	市道	甲府市国玉町五〇〇番地二先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一一、一三〇	市道	甲府市国玉町一四〇番地五先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一一、一三一	市道	甲府市国玉町一四五番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一一、一三二	市道	甲府市国玉町一四五番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一一、一三三	市道	甲府市下鍛冶屋町三四六番地一先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一一、一三四	市道	笛吹市春日居町熊野堂三二三番地四先(市道同士の丁字路交差点・南進車両)	笛吹	令和四年八月二二日 告示第七九号

別表第十七の一、四二三の項の次に次のように加える。

一、四一四	市道	甲府市下鍛冶屋町二七八番地一先(内久根橋東詰交差点)から甲府市下鍛冶屋町三四六番地一先(市道同士の丁字路交差点)までの両側	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
一、四一五	市道	甲府市国玉町八五番地先(玉諸小学校西交差点)から甲府市国玉町一五番地先(玉諸神社北東交差点)までの両側	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号

別表第十九の二二七の項の次に次のように加える。

二二八	市道	甲府市国玉町八五番地先(玉諸小学校西交差点)から甲府市国玉	南甲府	令和四年八月二二日 告示第七九号
-----	----	-------------------------------	-----	---------------------

町一五番地先(玉諸神社北東交差点)までの両側歩道(七五〇メートル)